

台湾における意匠登録出願制度概要

出願

- ・外国語書面出願が可能です。英語、日本語、韓国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、アラビア語及び中国語簡体字の明細書及び図面にて先に出願し、台湾用の中国語繁体字の明細書及び図面を出願日より 4 ヶ月（延長申請によりさらに 2 ヶ月延長可能）以内に補充提出することができます。
- ・優先権主張を伴う意匠登録出願は、優先日より 6 ヶ月以内に出願しなければなりません。優先日より 10 ヶ月以内に優先権証明書を提出する必要があり、日本の基礎出願の場合、優先権証明書の替わりにアクセスコードを提出することができます。
- ・委任状は出願日より 4 ヶ月（延長申請によりさらに 2 ヶ月延長可能）以内に提出しなければなりません。
- ・出願人の意による公開又は出願人の意に反する公開は新規性喪失例外を適用され、公開日より 6 ヶ月以内に出願しなければならず、出願の願書にその旨を記載する必要があります。
- ・関連意匠制度があり、本意匠に類似する意匠を関連意匠として出願することができます。関連意匠出願は本意匠の出願日より本意匠の公告前までに出願しなければなりません。
- ・意匠登録出願は意匠ごとにしなければなりません。二つ以上の物品が、同一の分類に属し、且つ習慣上、物品をセットで販売、または使用するものは、一つの組物の意匠として意匠の登録を受けることができます。
- ・物品に応用するコンピュータ画像（アイコン）及びグラフィックユーザーインターフェース（GUI）は、意匠の登録を受けることができます。
- ・物品の一部分は意匠登録を受けようとする場合、部分意匠として出願することができます。

審査

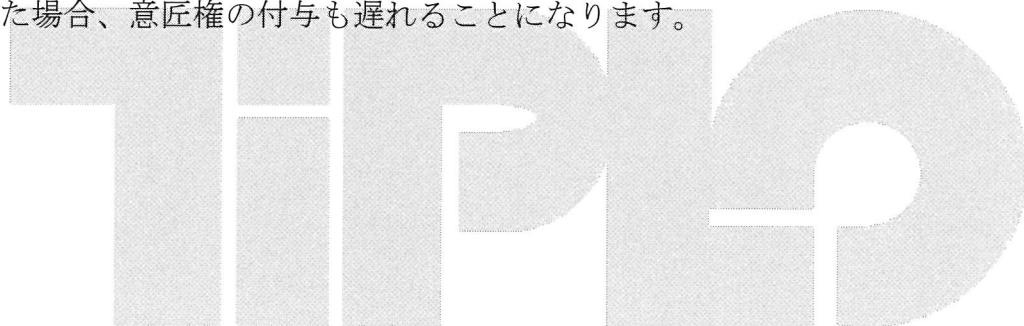
- ・意匠登録出願について方式審査と実体審査が行われ、拒絶理由がなければ登録査定を受けます。
- ・遅延審査を請求することにより審査を遅延させることができ、遅延できる最長期間は出願日より 1 年（優先権主張を伴う出願の場合、優先日より 1 年）となります。遅延期間が満了後、審査が継続します。
- ・拒絶理由通知を受けた場合、意見書と補正書を 3 ヶ月以内に提出しなければならず、延長申請（1 回のみ）により応答期限が更に 3 ヶ月が延長されます。
- ・初審査段階において拒絶査定された場合、2 ヶ月以内に再審査を請求することができ、再審査請求理由書は再審査請求から 4 ヶ月（延長申請によりさらに 2 ヶ月延長可能）以内に提出することが可能であって、再審査では初審査

の審査官と異なる審査官によって審査が行われます。

- ・分割出願は再審査査定が発される前に提出しなければなりません。
- ・再審査拒絶査定に対して不服がある場合、30日以内に特許庁の上司官庁である経済部の訴願委員会へ拒絶査定不服審判を請求することができます。
- ・拒絶審決に対して不服がある場合、2ヶ月以内に知財裁判所へ上訴することができます。

登録査定と登録

- ・登録査定を受けた後、3ヶ月以内に証書料と1年目の年金を納付すれば意匠公報が発行され、意匠権がこの公告日から発生することになります。
- ・意匠権は公告日より発生し、出願日から15年をもって終了します。
- ・意匠公報での公告を繰り延べることができる公告延期の制度があり、登録査定を受けた後の3ヶ月以内に申請しなければならず、最長6ヶ月間延長することができます。公告日より意匠権が付与されますため、公告延期を申請した場合、意匠権の付与も遅れることになります。



Attorneys-at-Law